

# 「データ通信専用通信モジュール」利用規約 必ず内容をご確認ください

## 第1章 総則

### 第1条 (定義)

パイオニア株式会社（以下「当社」といいます）は、以下のとおり「データ通信専用通信モジュール」利用規約（以下「本規約」といいます）を定めます。

本規約において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 「本製品」とは、当社が、カーナビゲーション（以下「カーナビ」といいます）へ提供する各種コンテンツ（以下「関連サービス」といいます）を当社専用回線に利用する為のデータ通信専用通信モジュールをいいます。
- (2) 「カーナビ」とは、本製品に対応した当社製のカーナビゲーション製品をいいます。 ※1
- (3) 「当社専用回線」とは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」といいます）の第三世代移動通信システム（以下「FOMA」といいます）および同社の提供する当社専用回線を利用した通信網をいいます。
- (4) 「ドコモ UIM カード」とは、通信モジュールに装着して利用する、FOMA の契約者識別番号その他の情報の小型記憶装置をいいます。 ※2

※1：カーナビにつきましては、第4条をご参照ください。

※2：FOMA カードをご利用のお客様は、本規約内に記載されている「ドコモ UIM カード」を「FOMA カード」と読み替えてください。

### 第2条 (本規約の適用)

1. 本規約は、本製品の利用規定について定められたもので、本製品の利用者（以下「利用者」といいます）全てに適用されます。
2. 本規約は、利用者の承諾なしに変更される場合があります。この場合、利用者は、変更後の本規約の適用を受けるものとします。

## 第2章 関連サービス・必要な機器等

### 第3条 (関連サービス)

1. 利用者が、関連サービスを利用するには、自己の責任と負担において、利用する関連サービス毎に加入の申込みが必要となります。
2. 関連サービスの利用に関し、利用者は関連サービス毎の利用規約等に従うものとします。

### 第4条 (必要となる機器)

本製品の利用には、利用者が自己の責任と負担において、カーナビを用意する必要があります。 ※3

※3：関連サービスをご利用いただけるカーナビの機種につきましては、当社ホームページ（URL：http://pioneer.jp/carrozzeria/）に記載しております。

### 第5条 (利用区域等)

1. 関連サービスを利用できる区域は、日本国内におけるFOMAのサービスエリアとし、FOMA プラスエリア、FOMA ハイスピードエリア及びローミングエリアを含みます。  
但し、そのサービスエリア内であっても、トンネル、地下・立体駐車場、ビルの際、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、関連サービスを利用できない場合があります。
2. 関連サービスを利用できる時間帯に制限はありませんが、当社専用回線および関連サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、関連サービスを利用できない場合があります。

## 第3章 本製品と UIM カード

### 第6条 (本製品の取扱い)

利用者は、本製品の取扱いに関し、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 本製品をカーナビ以外の機器に接続し、使用しないこと
- (2) 本製品を分解、解析、改造しないこと
- (3) 本製品に記載されている情報を読み出し、変更し、または消去しないこと

### 第7条 (ドコモ UIM カードの貸与)

本製品に装着されているドコモ UIM カードは、利用者が本製品を利用するために当社が利用者へ貸与するものです。

### 第8条 (ドコモ UIM カードの取扱い)

利用者は、ドコモ UIM カードの取扱いに関し、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の指示によることなく、本製品から取外さないこと
- (2) ドコモ UIM カードに記載されている情報を読み出し、変更し、または消去しないこと
- (3) ドコモ UIM カードを分解し、解析し、または改造しないこと
- (4) ドコモ UIM カードを善良な管理者の注意をもって管理すること

### 第9条 (ドコモ UIM カードの変更)

当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由がある場合、当社が貸与するドコモ UIM カードを変更することがあります。

### 第10条 (ドコモ UIM カードの返還)

利用者は、次のいずれかに該当する場合、当社の指示に従い、すみやかにドコモ UIM カードを当社に返還するものとします。

- (1) 本製品の使用を終了した場合
- (2) その他ドコモ UIM カードを利用しなくなった場合

### 第11条 (ドコモ UIM カードの亡失等)

利用者がドコモ UIM カードを亡失し、または棄損したときは、当社はドコモ UIM カードを修復し、または代替品を貸与しますが、利用者は当社の指示に従って、これにかかる費用を当社に支払うものとします。

## 第4章 利用料金等

### 第12条 (利用料金等)

1. 本製品の価格には、本規約有効期間内の当社専用回線の利用料金を含みます。
2. 本規約有効期間終了後、本規約第13条に従って本製品の継続利用をする場合、利用者は利用料金を支払う必要があります。

## 第5章 本規約の成立と終了

### 第13条 (有効期間)

1. 本規約は、利用者によって本製品より当社専用回線への通信が確立された時点より利用者に適用されるものとします。
2. 本規約は、成立した日の属する月をのみ36ヶ月間を以て終了します。
3. 利用者は、本規約の有効期間の終了前に当社より案内される所定の手続きに従い、別途契約を締結する事により、本製品の継続利用が可能となります。

### 第14条 (本製品利用の停止)

1. 当社は、利用者が第6条または第8条の違反を確認したときは、何等の通知催告を要せず、その利用者に対する本製品の利用を停止することができます。
2. 前項に従って本製品の利用を停止した場合、当社は製品購入代金の一部もしくは全部等一切の払い戻しは行いません。

## 第6章 その他

### 第15条 (免責)

1. 当社は、関連サービスにより利用者に提供される全ての情報に関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何等の保証をするものではありません。
2. 当社は、理由の如何に関わらず、本製品を利用または利用できなかったことに起因して生じたいかなる損害についても、一切責任を負わないものとします。

### 第16条 (個人情報取扱い)

1. 当社は、本製品の利用に関連して知り得た利用者の個人情報については、個人情報保護関係法規及び当社の個人情報管理規程に従い厳重に管理し、取扱います。
2. 前項にかかわらず、当社は、本製品機能及び関連サービスの提供のために必要な範囲で、利用者の個人情報を当社および当社グループ会社等に開示することができるとします。

### 第17条 (準拠法・合意管轄)

1. 本規約に関する準拠法は日本法とします。
2. 利用者と当社との間で生じた本製品の利用に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

平成23年5月 版